



藤岡国際特許事務所

From Patent Translation to International IP Litigation

国際的な知的財産の側面から
貴社のグローバル化をサポートします



特許翻訳のご提供から

国際争訟に対する即応体制の構築まで

国際知財業務は弊所にお任せ下さい。



3つの安心 藤岡国際特許事務所が選ばれる理由



国際対応能力

- 1 海外経験が豊富で外国法や外国語に精通する弁理士が対応します。英語力にすら不安のある国内出願担当者が翻訳者に依存して外国業務を行うようなことは致しません。
- 2 日本語に精通するネイティブの米国弁理士と日頃から連携して実務を行いますので、原文から遊離した英文やネイティブから見て違和感のある英文となることはありません。
- 3 外国法に対応するためにリバイズした場合、そのリバイズ内容を示す和文も一緒に納品することができますので、英文と和文の双方でリバイズ内容を確認することができます。



コスト面での安心

- 1 最初の拒絶理由通知 (Office Action) への対応で権利化できる場合が多く、強い権利を低コストで取得できます。これは高品質な英文明細書の作成によって実現できるものです。
- 2 高品質な英文明細書で権利化のトータルコストを削減することをモットーとしていますので、中間処理料金についてシーリング (上限) を設定することも可能です。
- 3 海外経験が豊富で外国法や外国語に精通する弁理士が対応しますので、外国代理人との円滑なコミュニケーションを実現しています。これにより、現地代理人のタイムチャージを削減することができます。



争訟処理等への対応

- 1 日本人の国際弁護士や米国特許弁護士と連携して、日本企業に対する米国訴訟を取り下げさせた経験も有しています。不測の事態に対する対応を万全なものとすることもできます。
- 2 国際業務においては、中間処理も含めて中途受任も可能です。企業様での対応が困難になってからご相談頂いても弊所に対応可能です。



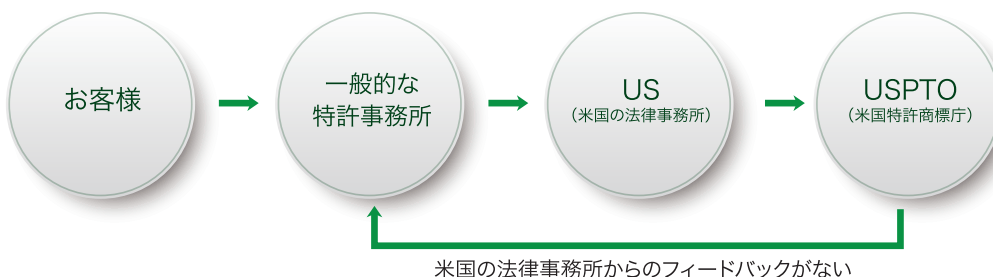
事務所方針

弊所は、日本の製造業を知的財産の側面からグローバルにサポートすることを目的として設立されました。弊所は、特に中小企業の海外進出支援から海外進出に伴う国際紛争処理の解決までカバーする総合的なサービスを提供することを特徴としています。国際紛争処理は、弊所の国際的なネットワークを活かして国内外の弁護士資格を有する弁護士と共同で対応します。

外国特許申請の流れ

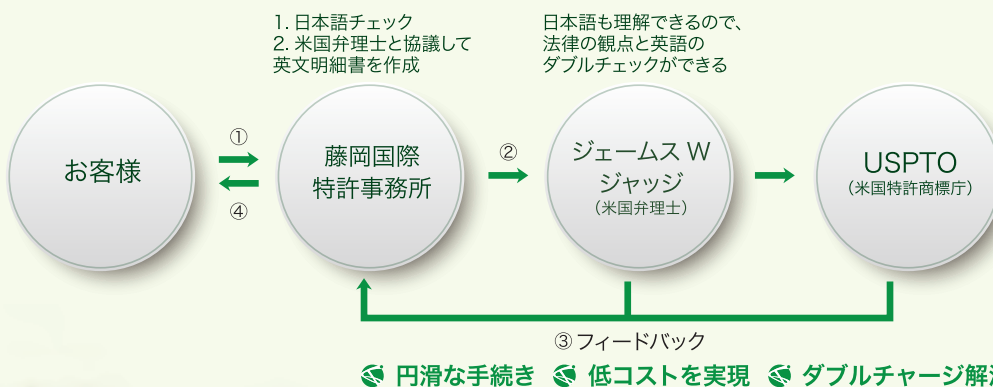
一般的な特許事務所の場合

一般的には、現地代理人による実体的なチェック無しで、日本の特許事務所で作成した英文明細書がそのまま米国特許商標庁に提出されます。この理由は、現地代理人の日本語能力の欠如という実務上の問題や宣言書の作成後に実体的な修正が難しいという法的な問題に起因しています。この結果、オブジェクションや限定要求、記載不備といった英文明細書の品質に起因する問題が生じる場合があります。



藤岡国際特許事務所なら

弊所では、日本語能力を有し、日本に在住する米国弁理士と協議して英文明細書を作成していますので、円滑な特許取得手続きが可能となります。これにより、強く広い権利が低コストで取得できるようになります。米国弁理士は、日本語能力を有しますので、出願後は、お客様から直接指示を行うことができます。これにより、ダブルチャージの問題も解消します。



- ①…英文明細書の作成をご依頼
- ②…チェックを依頼
- ③…米国弁理士から米国特許実務に基づくフィードバックがあり、両者で協議して英文明細書の内容を固めていきます。
- ④…お客様が内容をご確認した後に、英文明細書をチェックした米国弁理士が代理します。これにより、米国特許庁での円滑な手続きが可能となります。米国特許商標庁への出願後は、日本語対応可能な米国弁理士に対してお客様が直接指示することが可能です。この結果、ダブルチャージの問題も解消されます。なお、外国現地代理人は、弊所顧問の米国弁理士に限られず、お客様が決定できます。しかしながら、他の現地代理人を使用する場合にも、弊所顧問の米国弁理士からのフィードバックによって培われた弊所の英文明細書作成能力が活かされることになります。

英文クレームチェックサービス

米国や欧州の実務上の観点から英文クレームをチェックし、リバイズ案をご提案させていただきます。

📄 処理内容

- 1 米国特許実務への対応
- 2 限定要求や単一性違反を受けないクレーム構成の提案
- 3 円滑な権利行使に配慮(広い権利、侵害認定の容易性)

📄 納品書類

- 1 英文明細書
- 2 リバイズ後のクレーム和文(ワードの修正記録付き)
- 3 クレーム対応表^(※1)
- 4 コメント(処理内容の説明等)

(※1) 国内基礎出願のクレームとの対応関係を示す表です。



PCT出願代理

📄 納品書類

リバイズ後の和文明細書(修正記録付き)
クレーム対応表
移行予定国における予備補正書
コメント(処理内容の説明等)

📄 調整内容

調整は、原則として国内移行予定国の中で最も優先権の判断が厳しい国を選択し、その移行国の優先権の範囲内で行います。一般的には、優先権の判断が厳しい欧州特許庁の判断基準をベースに調整が行われます。やむを得ず優先権の範囲を超える可能性がある場合には、修正対象の文章を残し、必要な記載を追加することによって対応します。

他言語(英語だけでなく、たとえば中国語)への翻訳において誤解が生じないようにします。具体的には、修飾関係の明確化や因果関係の明確化といった作業を行います。円滑な日英翻訳が可能な和文は、中国等でも円滑に翻訳可能です。さらに、調整和文では、英訳の一文が和文の一文に対応するように和文側が調整されています。したがって、英訳を参照用として利用させることによって中国等での翻訳作業の負担を大きく軽減し、これにより誤訳の可能性が顕著に低下します。

米国や欧州、中国、あるいは南米諸国といった移行予定国の国内法に適合させます。さらに、必要に応じて、各国で必要な定型文(翻訳料は控除対象)を予め入れておきます。

調整の指針は、面談を行ってお客様毎にガイドラインを設定致しております。

📄 アジア諸国等に対する対応

明細書作成の観点からアジア諸国等の特許制度の最新の調査結果をご確認頂き、ガイドラインを設定致します。このガイドラインに基づいて和文調整を行います。



英文明細書作成サービス

▶ホームページにて、オンライン自動見積りができます

特許翻訳(様式変更のみ)

処理内容

米国出願(あるいはEP出願)用への様式変更のみ
(様式はお客様毎に調整)

納品書類

英文、翻訳コメント

米国あるいは欧州用の英文明細書作成(リバイズ)

処理内容

- 1 米国特許実務への対応
- 2 限定要求や単一性違反を受けないクレーム構成
- 3 円滑な権利行使に配慮(広い権利、侵害認定の容易性)

納品書類

- 1 英文
- 2 リバイズ後の和文明細書(ワードの修正記録付き)
- 3 クレーム対応表^(※1)
- 4 コメント(処理内容の説明等)

(※1) 国内基礎出願のクレームとの対応関係を示す表です。

複数の国内出願明細書の併合(リバイズ)

処理内容

複数(一般的には2~3件)の国内出願から一つの英文明細書を作成します。フルサポートサービスに加えて、必要に応じて上位概念クレームを作成。

納品書類

- 1 英文
- 2 リバイズ後の和文明細書(ワードの修正記録付き)
- 3 クレーム対応表^(※2)
- 4 コメント(処理内容の説明等)

(※2) 複数の国内基礎出願のクレームとの対応関係を示す表です。

英訳の基本方針

一文一意(One sentence, one idea)

科学技術英文ライティングの作法である一文一意に従って短い英文を心がけています。

分かりやすい英文

ノンネイティブの審査官にとって分かりやすい英文を心がけています。米国特許庁は、ベトナム系1世、最近是中国系1世の審査官が多いのが特徴です。一方、欧州特許庁は、英国のみならず欧州各国の審査官が審査を行います。このため、ノンネイティブの審査官が審査を担当する場合があります。したがって、簡単で分かりやすい構文で英文を構成しています。

調整和文(リバイズ案件に適用)

調整和文の内容

英訳への対応

原則として、英訳の一文が和文の一文に対応するように和文側が調整されています。英訳は、一文一意の原則に基づいて単文化が図られています。したがって、基礎出願の日本語の一文が英訳の複数の文章に対応する場合があります。これは、チェック負担の増大や訳抜けの原因となり得るので、和文側を調整して英訳に対応させています。

調整和文の利用方法(外国特許出願業務の効率化)

1. 翻訳前の確認作業において

調整和文は、外国法や実務に対応させるためのリバイズ内容や弊所の技術的な理解(必要に応じて原文を修正します。)を示します。したがって、お客様は、翻訳完成前の段階でリバイズ内容や技術内容の確認を行うことができます。お客様は、調整和文に対して修正指示を行うことができます。英文明細書は、調整和文に対する修正指示から原則として1週間以内に納品されます。調整和文は、下訳と平行して作成されるので、調整和文の納品時には下訳が完了しているからです。調整和文のクレームには、お客様のご要望に応じて参照符号を入れることもできます。これにより、クレームの理解を容易にすることができます。

2. 出願時の確認作業において

調整和文は、英文明細書の逆翻訳とも言えます。したがって、調整和文を通じて英文明細書の内容を確認することができますので、知財部や研究開発部門の全員が英文明細書の内容を英語で確認する必要はありません。少なくとも1人が調整和文と英文明細書の対比チェックを行えば、他の方は日本語ベースで英文明細書の内容を確認できたことになります。

3. 中間処理において

中間処理は、出願から数年後に始まるのが一般的ですので、改めて英文明細書の内容を思い出すことから始まります。調整和文は、中間処理においても利用価値があります。英文明細書の内容を和文で確認するところから作業を始めることができるからです。これにより、知財ご担当者様の負担を大きく軽減することができます。発明者様に対するお問い合わせも原則として日本語ベースで行うことができますので、発明者様からの迅速な回答も期待できます。

国際争訟初動対応サービス

国際的な訴訟を提起され場合には、一分一秒を争います。予め訴訟提起に備えて、手順を準備しておくことをお勧め致します。

弊所は、西村あさひ法律事務所、長島・大野・常松法律事務所、森・濱田松本法律事務所、アンダーソン・毛利・友常法律事務所といった四大法律事務所を初めとする大手法律事務所の国際弁護士（日本と外国の弁護士資格を有する弁護士）を紹介します。紹介は、状況に応じて適切な弁護士候補を提示しますので、その中から選んで頂くことにより行います。

国際争訟は、強力な弁護士チームによって一気に終了させることが重要です。国際争訟の経験の少ない力不足の弁護士が担当すると、つけ込まれて損害が大きくなる可能性もあります。特に米国特許訴訟においては、ディスカバリーの開始前に一気に終わらせることが重要です。パテントロールに対しては、強力な弁護士チームで一気に終了させることが最も効果的です。

このような観点から、訴訟の提起や警告書の対応に備えたマニュアルの整備もサポート致します。

その他

1. 対応技術分野

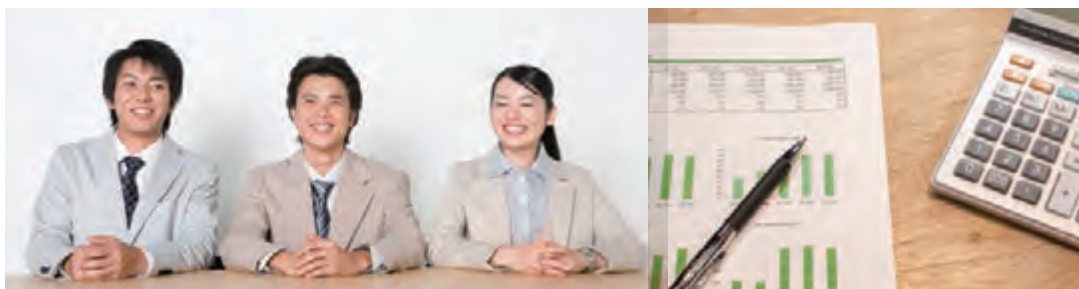
弊所は、電気、電子、機械、および制御系に強みを有しています。具体的には、以下の技術に関して豊富な経験があります。ハイブリッドシステム、インクジェットヘッドおよびその制御回路、画像処理、電子回路（アナログ並びにデジタル）、制御技術、半導体プロセス、半導体構造、半導体製造装置、電子基板、産業用ロボット、RFID、基幹系ルーター、燃料電池、人工知能、MEMS、カテーテル、ステント、建設機械他。

2. 外国出願戦略

外国における効率的な特許網の構築戦略やハイウェイ（PPH）の利用といった事項のご相談を含めて幅広くご対応させていただきます。

3. 開発動向や製品化への対応

外国出願は、パリルートにおいては国内出願から約1年後、PCTルートにおいては国内出願から2年以上後に行われることとなります。この間において、開発の方向の絞り込みや設計変更があることが一般的です。弊所は、このような最新の事情の変化に対応した外国出願をご提案することも可能です。



スタッフ紹介



代表パートナー

藤岡 隆浩
日本国弁理士

担当 国内出願・外国出願関連業務の責任者
言語 日本語、英語、ドイツ語
学歴 1985 早稲田大学理工学部機械工学科卒業
資格 2000 弁理士登録
2005 特定侵害訴訟代理業務付記登録(付記弁理士)
2002 TOEIC 935
2009 独語技能検定2級
企業経験 川崎重工業株式会社 航空宇宙カンパニー
B777型機(機体主構造)、BK117ヘリコプタ(操縦系統)の設計
米国企業に対する外部監査業務(ISO9001内部監査員資格取得)
知財業務経験
1999 弁理士試験合格
2000-2007 明成国際特許事務所
トヨタ自動車株式会社やセイコーエプソン株式会社の
国内外特許取得業務に従事
2008-2011 複数の小規模特許事務所
米国特許弁護士ブレンダン J.ハンリーとの共同作業での米国出願
業務や日本人国際弁護士の指揮下での国際争訟業務他に従事
2011年8月 藤岡国際特許事務所を開設
所属委員会他 日本弁理士会(JPAA)
主な著作 特許出願人および特許権者の救済手続きに関する
制度改正と国際的調和(知財管理 2012年6月号)



パートナー

相川 俊彦
日本国弁理士

担当 国内出願・外国出願関連業務
言語 日本語、英語
学歴 1981 京都大学工学部工業化学学科卒
1983 京都大学工学研究課工業化学専攻修士修了
1992 米国ジョージア州ジョージア工科大学機械工学科
博士課程修了(Ph.D.)
資格等 1998 弁理士登録
米国パテント・エージェント試験合格
経験 1983 大手自動車会社 研究所勤務(パワートレイン等の研究開発)
1984-1985 科学技術庁 無機材質研究所にて研究
1987-1989 科学技術庁 航空宇宙技術研究所との共同研究
1998 米国ジョージア州 知的財産権専門の法律事務所 機械部門
2001 米系大手保険関係会社 知的財産権オフィサー
2002 国内特許事務所
会員他 日本弁理士会(米国特許制度研究会等)
日本知財学会
国際知的財産保護協会(AIPPI)
日本トライボロジー学会



協力弁理士

安達 友和
日本国弁理士

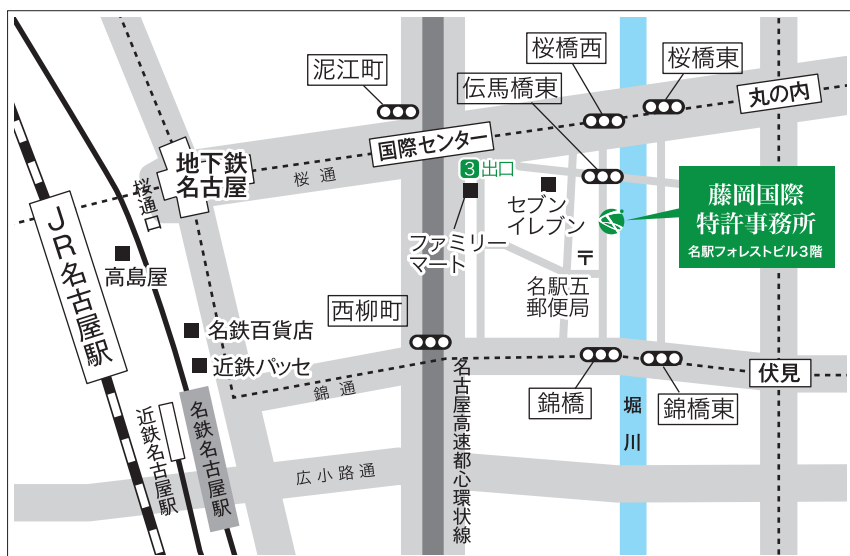
言語 日本語、英語
資格 ・弁理士
・実用英語技能検定1級
・TOEIC 955点
・知的財産翻訳検定1級 (知財法務英文和訳)
経験 ・ECC外語学院講師(2002-2004年)
・特許業務法人 広江アソシエイツ特許事務所勤務(2005-2012年)
会員他 日本弁理士会(JPAA)



顧問(業務提携米国弁理士)

ジェームズ W. ジャッジ
米国弁理士

担当 特許翻訳ネイティブチェック並びに米国出願関連業務(責任者)
言語 英語、日本語、スペイン語
学歴 1985 米国プリンストン大学
1996-1997 ニューメキシコ大学、マリーランド大学において、
微生物学、遺伝子学及び組織学の単位取得
1998 米国弁理士
知財業務経験
1989-1996 特許事務所でパラリーガル、翻訳者として勤務
1998-2001 再来日し、同特許事務所に米国特許弁理士として勤務
2013 藤岡国際特許事務所の顧問に就任(業務提携)
会員他 エイバック特許翻訳上級コース常任講師



アクセス

地下鉄桜通線の場合

地下鉄桜通線の国際センター駅3番出口を出て徒歩3分

名鉄あるいはJRの場合

地下街から地下鉄桜通線の国際センター駅3番出口を経て徒歩3分。(徒歩12分程度)
(名古屋駅から国際センター駅までは地下街で連絡)

 お問い合わせはこちら

TEL 052-462-9123

(受付 9:00~18:00 ※土・日・祝を除く)

URL: <http://www.ip-fujioka.com/>



Fujioka and Associates
International IP service

藤岡国際特許事務所

〒450-0002 名古屋市中村区名駅5-23-17 名駅フォレストビル3階

TEL 052-462-9123 FAX 052-462-9125 (受付 9:00~18:00 ※土・日・祝を除く)

E-mail info@ip-fujioka.com

<http://www.ip-fujioka.com/>